消防計画

　　年　　月　　日作成

**第１　目的と適用範囲**

　　この計画は、防火管理の徹底を期し、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、当事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

**第２　火災予防上の自主検査**

（１）常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者の下に火元責任者等をおき、建物・防火設備・避難設備・消防用設備・火気使用設備等について、適正管理と機能保持のため、定期的に自主検査を行わせるものとする。

　（２）上記の検査で不備・欠陥事項を発見した場合は、直ちに防火管理者に報告するものとする。

**第３　自衛消防組織の編成及び任務等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 火災発生時の任務 |  |
| ・全員に火災を知らせるとともに119番通報する。・消防車の誘導、情報提供、広報活動 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 通報連絡係 |  |
| （　　　　　　）（　　　　　　） 　　　　　　 |
| ・消火器や屋内消火栓設備等を使用して初期消火をする。 |
|  自衛消防隊長 |  | 初期消火係 |  |
| （　　　　　　）   　　　　　　　　　　　　 | （　　　　　　）（　　　　　　）　　　　　　　 |
| ・放送設備等を使用しパニック防止に努め傷病者を出さないよう避難経路図に従い避難させる。 |
|  | 避難誘導係 |  |
| 　　　　　　　　　　（　　　　　　） （　　　　　　） |

**第４　消防機関への連絡、報告**

　（１）防火管理者の選任（解任）の届出

 （２）消防計画の作成（変更）の届出

 （３）改装工事時の「工事中の消防計画」の提出

 （４）消防訓練実施の事前報告

　（５）消防用設備等の設置の届出

　（６）催物・火を使用する設備・その他消防署へ届出の必要なもの

**第５　消防用設備等・防火対象物の点検及び報告**

（１）消防用設備等の点検は、消防設備士または資格を有する業者等**（　　　　　　　　）**に依頼し、その結果を消防署長に**（　　）**年に１回報告すること。

 （２）防火対象物定期点検に該当する対象物は、１年に１回有資格者**（　　　　　　　）**に依頼し、その結果を消防署長に報告すること。

（防火対象物定期点検の特例認定を受けている対象物は除く。特例認定の再申請は３年毎に行うこと。）

**第６　防災教育及び訓練**

（１）防火管理者は、従業員・新入社員等に防災教育を行う。

（２）不特定多数の者・災害弱者等が利用する対象物は、消火・避難訓練を年２回以上実施する。

 **○訓練**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓　　練　　内　　容 | 実施時期 |      |
|  総合訓練（地震を含む） | 消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練　　　 | **（　　）**月 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練　　　　 | **（　　）**月 |

**第７　避難経路図の掲出**

 　　当事業所（各階）の避難経路は別紙のとおりで、必要箇所（客室、通路、事務室、休憩室等）に掲示または配備する。

**第８　工事における安全対策**

防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。

　　 ア　工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、掲示させること。

　　 イ　溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をすること。

　　 ウ　塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受けること。

　　 エ　放火を防止するために、資機材の整理、整頓をすること。

**第９　地震対策**

**(南海トラフ地震防災規程の作成義務がある防火対象物については、別添「南海トラフ地震防災規程」により活動する。)**

（１）地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

　　 ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

　　 イ　火気使用設備等の直近にいる勤務者等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

 ウ　防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備等について点検、検査を実施する。

 （２）地震時の活動は、前記自衛消防組織による。

ア　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる要避難対象者に適切な指示を行うこと。

イ　避難にあっては、身の安全を確保した後**（　　　　　　　）**へ避難させる。

ウ　要避難対象者を広域避難場所**（　　　　　　　　　　　　）**へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

エ　要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

（３）防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び直ちに営業や業務を中止することを事業所内の者に伝達し、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施、被害の発生防止措置等を実施する。

**（南海トラフ地震防災規程の作成義務対象物）**

**「香川県地震・津波被害想定」において、南海トラフ地震（最大クラス）によって水深30cm以上の浸水が想定される地域内にある防火対象物**

**第10　防火管理業務の一部委託（ 有 ・ 無 ）**

**一部委託状況表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者の氏名及び住所等法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏 名（名称） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 事務所所在地 |  |
| 備　　　　考 |  |
| 　　　受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 |  □火気使用箇所の点検監視業務 □避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理 □火災が発生した場合の初動措置 □初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　　） □周囲の可燃物の整理 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  | 常駐人員 |  |
| 委託の時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範　　囲 |  □巡回による火気使用箇所の点検監視業務 □火災が発生した場合の初動措置 □初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　　） □その他（ ） |
| 方法 | 常駐場所 |  | 常駐人員 |  |
| 委託の時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範　　囲 |  □火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 □火災が発生した場合の初動措置 　□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（ 　 ）  □その他（ ） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | 到　　着所要時間 |  分 |
| 委託の時間帯 |  |

**第11　その他防火管理上必要事項**

　 緊急連絡先

 ・氏　名（　　　　　　　）ＴＥＬ（　　　　－　　　－　　　　　）

 ・氏　名（　　　　　　　）ＴＥＬ（　　　　－　　　－　　　　　）

**別紙　避難経路図（図面を添付しても可）**